

発注者別評価点について

1. 目的

東大阪市及び東大阪市上下水道局が発注する工事の適正な履行の確保及び価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するとともに、厳しい経営環境の中、技術と経営に優れ、地域に貢献する建設業者を的確に見極めることを目的とします。

2. 評価の対象となる方

業種を問わず(第1希望業種のみ) 東大阪市及び東大阪市上下水道局に登録する市内業者。

3. 対象とする工事について

工種を問わず発注予定金額が130万円を超える工事(令和4～6年度施工)で、単独で請負施工したものとします。

4. 評価項目及び点数について

別添「発注者別評価点 評価項目・評価点及び添付書類一覧表」のとおりとします。

5. 総合点について

入札日時点において有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点(P)(以下「経審点」という。)に、発注者別評価点の合計を加えた点数を総合点数とし、これをもって入札参加の基準とします。

6. 申請の方法について

既定の申請書と、評価項目ごとに必要な書類を東大阪市電子申請システム上で提出してください。(フォーム名称は「入札参加資格審査申請(発注者別評価点)」です。) 紙媒体の証明書類等については、PDFデータ化し、添付する必要があります。必要書類の詳細は、「発注者別評価点 評価項目・評価点及び添付書類一覧表」にてご確認ください。

提出書類に不足・不備があった場合は加点できず、こちらからも指摘はしませんので申請時に十分ご注意ください。
なお、年度途中での変更は認められませんので、変更が生じた場合は年度末の契約課が指定する日までに再申請してください。

東大阪市電子申請システム：<https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/portal/home>

7. 審査の実施について

定期に行う入札参加資格審査申請時、年度当初に行う見直し時及び追加申請時に実施します。

8. 発注者別評価点の公表について

発注者別評価点一覧表を契約課、水道事業、下水道事業の契約担当課(以下「各契約担当課」という。)ごとに公表します。自社の経審点に各契約担当課が付した発注者別評価点を加算して応札してください。

発注者別評価点評価項目・評価点及び添付書類一覧表

※電子申請システムに添付できるファイルの容量の上限は、1つのPDFファイルにつき10MBです。
10MBを超える場合はPDFファイルを分割し、zipファイルでアップロードしてください。
それでもアップロードできない場合は、契約課までお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価内容	評価点	添付書類	添付項目	
工事内容	工事成績	工事施工成績	過去三カ年度における市又は上下水道局発注工事について元請で単独で請負施工した工事成績の平均値に基づき、右記の点数を各部署ごとに付与する。ただし複数の施工実績がない場合は付与対象外とする。（施工実績は工事引渡し時点の年度を基準とし、令和4年度～令和6年度に2件以上施工していることを条件とする。）	83点以上：60点 80点以上83点未満：50点 77点以上80点未満：40点 74点以上77点未満：30点 71点以上74点未満：20点 68点以上71点未満：10点 65点以上68点未満：0点 56点以上65点未満：－30点 56点未満：－50点			
	技術力・施工力	技術者	監理技術者、主任技術者の雇用人数に応じて加点する。ただし本市第一希望に係る技術者（実務経験必要資格・実務経験者を除く）を対象とし、専任技術者についても対象とする。	監理技術者：人数×5点 主任技術者：人数×2点 最大45点	・技術職員一覧表 ・技術者検定合格書、監理技術者資格証（監理技術者講習修了証を含む） ・技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる以下資料①～⑥のいずれかの写し（所属する申請業者名が確認できない場合は加点しない） ①監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ②市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書 ③健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※上記の資料が提出できない場合 ⑤所属会社の雇用証明書等（氏名・事業者名称（代表者職氏名等含む）・証明日・雇用形態・雇用開始日の記載があり、使用印が押印されたもの） ⑥その他公的機関の発行した書類で上記に準じ常勤の確認ができるもの	ア. 技術者添付資料	
		建設機械保有状況	建設機械の保有状況に応じて加点する。	2台以上保有：一律10点 1台保有：5点 最大10点	申請日時点で有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書（建設機械の保有状況の数で判断する）	イ. 建設機械保有状況添付資料	
	安全対策	建設業労働災害防止協会への加入状況	建設業労働災害防止協会への加入に応じて加点する。	10点	加入を証明する書類	ウ. 建設業労働災害防止協会への加入状況添付資料	
		COHSMS ISO45001	・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）評価証または労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）認証の取得に応じて加点する。	20点	取得を証明する書類	エ. COHSMS・ISO45001添付資料	
	その他	ISO9001	ISO9001の認証取得に応じて加点する。	20点	取得を証明する書類	オ. ISO9001の認証取得添付書類	
	社会性	防災活動実績	以下の業者に加点する。 ・本市の防災協定を締結する協同組合及びその組合員 ・東大阪市防火協力会に加入する企業	10点（左記の2条件を両方満たす企業も10点）	加入を証明する書類（名簿等）	カ. 防災活動実績添付書類	
		災害対応	地域貢献	「中河内防災ボランティア」又は「寝屋川流域防災ボランティア」に登録している業者に加点する。	5点	登録届出書（登録済みで承認日時点で有効なもの） ※募集期間内に募集しているもので、受付は完了しているが、登録届出書がまだ手元にはない場合は、受付完了が確認できるものを提出すること。 ※登録届出書が届き次第、契約課へ連絡の上、指示する方法で提出を行うこと。	キ. 地域貢献添付書類
		不正行為等	入札参加停止	過去二カ年度（令和5年、6年度）において市又は上下水道局の入札参加停止措置を受けたことに応じて付与する。（1カ月に満たない場合は1月として計算）	月数×－5点		
		その他	ISO14001	ISO14001の認証取得に応じて加点する。	10点	取得を証明する書類	ク. ISO14001添付資料
社会貢献			(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する障害者の法定雇用義務があり、法定雇用率を満たす数以上の障害者を雇用している。 (2) 障害者雇用の義務は無いが、申請日時点で障害者を1名以上雇用している。 (1) または (2) を満たす業者に加点する。	5点	別紙①参照	ケ. 社会貢献：障害者の雇用添付資料	
			保護観察対象者等の協力雇用主として大阪保護観察所に登録している業者に加点する。	5点	保護観察対象者等の就労支援に関する証明書（「大阪保護観察所に協力雇用主として登録していること」の項目について証明を受けているものに限る）（別紙②参照）	コ. 社会貢献：大阪保護観察所への登録	
発注者別評価点の合計（各評価項目の最大値の合算値）				最大200点			

障害者雇用の状況が分かる添付書類について

(1) に該当する場合

以下の書類全て

- ・公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」(令和 7 年 6 月 1 日現在)(受付印のあるもの)
 - ・当該雇用者の健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ※令和 7 年 6 月 1 日から申請日までの期間以上を継続して雇用していることが必要です。

(2) に該当する場合

以下の書類全て

- ・当該雇用者の健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・身体障害者手帳等(本人承諾の上、提出をお願いします。)

※なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき判断する。

令和 8・9・10 年度 協力雇用主に対する発注者別評価点による加点について

保護観察対象者等の再犯防止のための就労支援活動の一環として、保護観察対象者を雇用し、改善更生に協力する事業主として大阪保護観察所に登録された協力雇用主に対し、発注者別評価点による加点を導入いたします。

(1) 優遇措置の内容

協力雇用主として、大阪保護観察所に登録し、その証明を受けた者について、発注者別評価点として加点対象とします。

(2) 有効期限

令和 11 年 3 月 31 日（入札参加資格の有効期限まで）

※次回の定期申請時には再度証明書の提出が必要となります。

※登録雇用主としての登録が無くなった場合は速やかに報告してください。

(3) 提出書類

・保護観察対象者等の就労支援に関する証明書

※「大阪保護観察所に協力雇用主として登録していること」の項目について証明を受けている必要があります。

※入札参加資格審査書類を提出時に発注者別評価点関係書類と同時に提出してください。間に合わない場合は、次年度の評価点見直し時に提出してください。

大阪保護観察所に協力雇用主として登録され、証明書を依頼する際は、「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書」に必要事項を記入の上保護観察所に郵送し、「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」を受けてください。そして、受けた証明書を発注者別評価点の添付書類として東大阪市に提出してください。

【お問合せ先】「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書」の送付先及び協力雇用主登録について

〒540-0008

大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 5 階

大阪保護観察所 処遇第一部門 就労支援班

（連絡先：06-6949-6244）

【お問合せ先】発注者別評価点について

東大阪市荒本北 1-1-1 市役所本庁舎 12 階

行政管理部契約検査室契約課 工事・コンサルタント業務担当

（連絡先：06-4309-3128）

保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書

年 月 日

大阪保護観察所長 殿

申請者

所 在 地：

商号又は名称：

代表者氏名：

下記の事項に関する証明書の交付を申請します。

なお、保護観察対象者等の雇用に関する証明の申請を行うことについては、証明の対象となる者から同意を得ていることを申し添えます。

記

1 必要な証明

☐ 協力雇用主の登録に関する証明

☐ 保護観察対象者等の雇用に関する証明

☐ 年 月 日から 年 月 日までの間に、() 月以上雇用していること

☐ 年 月 日から 年 月 日までの間に、() 名雇用していること

☐ 就労支援メニューの活用に関する証明

年 月 日から 年 月 日までの間に、

☐ トライアル雇用 ☐ 職場体験講習 ☐ 事業所見学会

を活用していること

☐ その他 ()

2 申請理由

☐ 地方公共団体 () の入札参加資格審査又は総合評価落札方式等における優遇措置を受けるため

☐ 地方公共団体 () に提出するため

☐ 職親プロジェクトの職親企業となるため

☐ その他 ()

3 必要部数 通

(注) 返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を本申請書に添付願います。

なお、料金不足分については申請者の負担となります。